

船橋市立医療センター院内コンサート実施要領

(趣旨)

第1条 院内コンサートは、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）に入院又は通院する患者やその家族、職員等が音楽の生演奏に触れることで、心の安らぎや潤いを提供することを目的とする。

(実行責任者)

第2条 院内コンサートの実施にあたり、実行責任者を置く。

2 実行責任者は医療センター院長が指定する者とする。

(責務)

第3条 実行責任者は、任期中の院内コンサート実施計画を作成し、速やかに院長に提出するものとする。

2 実行責任者は、出演者との出演交渉、開催の周知、会場設営、進行管理等の必要な措置を執り行う。

(実施日時及び場所)

第4条 院内コンサートは、概ね3ヶ月に1回程度、午後5時15分から午後5時45分までとし、B館1階薬剤窓口前から会計窓口前までの間を会場とする。

(出演者)

第5条 出演者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 船橋市内或いは近隣市町村在住・在勤・在学の者
- (2) 船橋市内或いは近隣市町村で音楽活動をする者
- (3) 船橋市出身の者
- (4) プロフェッショナル、アマチュアは問わず、高いレベルの音楽、又は会場の雰囲気にあった演奏を提供できる者

(出演者の編成)

第6条 出演者は1人から概ね5人までの編成とする。

(謝礼)

第7条 出演者に対する謝礼は、交通費程度とし、原則として1人当たり5,000円とする。

(制限事項)

第8条 マイク、アンプスピーカを使い大音量となるような楽器及び声楽は除く。

2 出演者は、病院内で演奏を行うことを十分理解し、患者を不安又は不快にさせることのないよう配慮すること。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。